

## 第4回 鹿児島市児童相談所の設置に関する検討委員会 会議概要

日時：平成31年1月15日（火）14:00～16:00

場所：鹿児島市役所東別館9階 特別中会議室

### 1 協議事項

委員からの質問・意見、事務局回答等	
1	<ul style="list-style-type: none"><li>・図1や図4の相談件数とは通告件数のことであると理解して良いか。このうち通告件数や虐待認定件数など、さらに内訳を細かく示すと説得力が増すのではないか。 ⇒県と連携して対応する分もあるが、数字は重ならないようにしている。ここで示しているのは相談件数で、このうち、虐待に該当・非該当という内訳は数字を持っている。 図1は国の公表データであり、相談対応件数を示している。29年度については速報値であることや、相談を受け既に対応した件数を計上していることから、実際の通告件数はこれよりも多い可能性がある。 通告・相談対応・認定などの内訳については、国はデータ収集を行っておらず、県・市・要保護児童対策地域協議会で把握・整理を行い、そのデータを集めている。</li><li>・説明を踏まえると、図1は「相談対応件数」へ修正した方が良い。図4については、通告のうち、虐待認定件数を加えた方が良い。修正をお願いしたい。</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>・表8に示されている職員数は、鹿児島市の児童相談所として必要な人数ということか。 ⇒そのとおりである。</li><li>・国において、「児童福祉司の業務量は1人あたりケース数を40～50件相当に」検討しているという説明が事務局からあったが、ここで想定する職員数は、そうした業務量を考慮し算定した数ということか。 ⇒国の基準では、1人あたりケース数をその程度にするため、一定の基準として、「人口4万人に対して1人を配置する」という基準があり、これを本市の人口規模に当てはめて算定したもの。算定方法を注釈等で追記したい。</li><li>・実際に、県児童相談所の児童福祉司が1人あたり、40～50ケースも対応できているのか。業務量を考えると、本市の人口規模で算定されたこの職員数で本当に充分なのか疑問である。 ⇒必要な職員数を厳密に算定するのは難しい。県の児童相談所は障害部門もあり、療育手帳の判定等も行っている。療育手帳の判定と虐待の相談対応では、業務の性質上、費やされる時間が大きく異なるが、統計上はどちらも1件とカウントされる。対応件数を基に職員数を算定することは難しいことから、一定の基準として、国は人口ベースの基準を示している。 表8についてはあくまで国の基準に沿って算定した結果であるが、P10に「相談件数増加傾向に対応した施設として、余裕を持った受け入れが可能な施設」と記載するように、余裕のあるキャパシティ設定を、今後改めて検討していきたい。</li></ul>

3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所設置の必要性を示すデータとして、虐待以外の相談対応も掲載してはどうかという意見が以前出たと思うが、提言書には反映されていない。記載しなかった理由は。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒P 7に虐待以外の相談対応件数を記載するとともに、「はじめに」で「市民にとって利用しやすい、効果的な施設を設置するとともに、これまで以上に子どもや家庭に関する相談への対応や児童虐待防止等の取組を強化していただくよう期待する」と記載し、提言書への反映を図った。</li> </ul> </li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表10の「～本市所管分は339件ですが、～」についてだが、市で受けた相談件数が339件しかないと読めてしまう。誤解を招かない表現へ修正をお願いしたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>また、虐待相談件数の想定が630件というのは少ないような気がする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒市の児童相談所における虐待相談件数は630件を上回ると考える。これまで県の児童相談所が警察からの虐待通告を受けてきたが、市に児童相談所が設置されると、市内に関する通告は全て市の児童相談所で受けることになる。</li> <li>現在は全国平均に対して、本市や県の相談件数は比較的少ない状況であるが、今後は全国平均程度まで相談件数が伸びると想定し、全国平均の630件を本市の虐待相談件数として設定したもの。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・その考え方が分かるような表現に修正すべきである。</li> <li>・630件という想定は、①市や県の件数から積み上げたものではなく全国平均を基に想定したものであるということ、②鹿児島市の虐待相談件数が増加すると見込んでいるということに分けて表現すると分かり易くなる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ご指摘を踏まえ修正する。</li> </ul> </li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P17の「～警察との連携が新たに必要となる他、～」の記載については、以前から警察と市こども福祉課は連携しているため、「これまで同様の」や「より一層の」という表現にしてはどうか。</li> <li>・また、表10の一時保護件数については、夜間の取扱件数は想定できないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒「一日平均4人、年間70人」というのは、県の実績を踏まえ設定した人数である。実情として、夜間受付は難しい例が多く、翌朝まで警察で一時保護した後に一時保護所が引き継ぐケースが多いようである。現時点で夜間の取扱件数は記載していない。</li> </ul> </li> <li>・現状はそうだと思うが、一時保護所へより早く引き渡すといった方向にはならないのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒県では、夜間は一時保護所員しか在駐していないため、受入について所長と協議することになる。すぐに受入れられない場合は、翌朝までの保護を警察に依頼した上で、一時保護先の検討を行うことになる。</li> <li>児童相談所が夜間の受け入れを行わないというスタンスをとることはないが、実情として警察にご理解とご協力をいただいている状況である。</li> </ul> </li> </ul>

6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P11の「目指すべき姿」と「基本方針」に記載してある「子育てをするなら鹿児島市」、「鹿児島らしさ」とはどのようなものか、提言書から読み取れない。「子育てをするなら鹿児島市」と思ってもらえるような市の施策が何なのか、「鹿児島らしさ」を活かした総合支援とはどのようなものなのか等を記載すべきである。</li> <li>・市に児童相談所を設置することは、委員全体が歓迎していることであり、手厚い支援ができるのではないかと、市がこれまで取り組んできた様々な事業と上手く連携が取れるのではないかと期待している。そのためにも、市の既存のサービスに加えて、児童相談所を設置することにより生まれるメリットが分かる内容になると良い。 ⇒例えば、子育て世代包括支援センターなど既存の子育て支援機能を含め、地域に根差した支援が行えるといった市独自のメリットが分かるような表現へ修正したい。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はじめに」の2段落目に「近年、…」とある。確かに、近年、児童虐待による死亡事件が目立ってはいるが、こうした状況は本当に近年だけかなと感じる。</li> <li>・「近年」を削除するか、実際の事案をクローズアップするなどの修正が考えられる。表現の再検討をお願いしたい。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表3の「再入所」という言葉については、定義や実情などの説明を加えた方がよいのではないかと。 ⇒前回の委員会で委員からいただいたご意見であり、「施設を退所した後に繰り返し戻ってこられるお子さんがいる」という主旨で使われたと認識している。「再入所」という言葉の明確な定義等はないので、「施設への入所を繰り返すケースがある」などの表現へ修正したい。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の児童相談所設置後における、県や周辺市町村などとの連携についても記載できるとよい。 ⇒様々な連携が必要であると考え。例えば、県、市それぞれの入所状況に応じて、緊急的な一時保護の相互受入や、転居に関する繋ぎの部分など、県と市で情報共有し連携していくべきことは多くある。</li> <li>・ご指摘の部分は、図8に反映できると考える。県の児童相談所などの関係性を具体的に記載できるとよい。 ⇒図8の関係機関には県の児童相談所や警察等を含むものとして記載している。ご指摘いただいたように、県の児童相談所を始め、警察、裁判所、周辺自治体等の関係機関を具体的に表記したい。 ⇒市に児童相談所が設置された後でも、県の児童相談所周辺に住む市民が県の児童相談所へ相談に来ることが想定される。そうした際は、ある程度相談を聞きつつも、県と市の児童相談所で相互案内を行い、県と市の繋ぎや棲み分けを図ることが重要になる。</li> </ul>

10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「新しい社会的養育ビジョン」を受けて、今後、各都道府県で「社会的養育推進計画」が策定される流れになる。提言書では、こうした国や県の動きとの整合をどう取り扱っているのか。 ⇒提言書は、現時点における考え方をとりまとめたものである。ご指摘の部分については、国や県の動向を踏まえ、市においても見直し検討が必要になると考えている。</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「新しい社会的養育ビジョン」について、本委員会では国の方針や答申を念頭においてこれまで意見交換したと認識しており、ある程度、視点を盛り込めたと考える。</li> <li>・また、P17の「介入と支援の両立」については、国の調査報告に関する新聞報道等を踏まえ、介入と支援に関する背景を書き加えることができるのではと考える。</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場スタッフに対する支援機能の必要性をお伝えしてきたが、新聞報道もあったように、本市でも措置機能と支援機能は分けて対応することが望ましいと考える。そうした内容を提言書に明記できないか。</li> <li>・現場スタッフの意識強化を図るという点から、表4の事業・機関について1～3次予防のどの役割を担うのか明記していただきたい。</li> <li>・役割の明記については、これまで議論を重ねてきていないため難しいが、児童相談所の設置に向けた検討課題として記載することは可能である。 ⇒検討する。</li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て不安」という表現が世間で多用されており、形式的な表現になってしまっている。P7の「子育てに関する不安や悩み」という表現は、子どもの発達に関する悩みだけでなく、子どもが可愛いと思えないことや声を荒げてしまったことへの自己嫌悪など、子どもに向かい合う保護者の姿勢を表現する言葉に出来ないか。</li> <li>・児童相談所の役割に特化した表現にすることかと思う。表現の検討をお願いしたい。</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場の要望を2点お伝えする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①児童相談所の表現については、役所的な名称は避け、やわらかい表現でお願いしたい。</li> <li>②また、設置までのスケジュールについて、もう少し具体的になるとよい。</li> </ul> </li> <li>⇒名称については、ご意見を念頭に置いて今後検討していきたい。</li> <li>設置までのスケジュールについては、P22に記載しているとおり基本構想・基本計画、基本設計・実施設計、建設工事という段階を経て開設に至ることになる。具体的な開設時期については、今後、基本構想・基本計画を検討する中で、具体化も検討したい。</li> </ul>